

内部統制報告書って何？

Q & A

制度調査部
横山 淳

【要約】

- 金融商品取引法の下では、上場会社に対して内部統制報告書が導入される。
- 本稿では、寄せられた質問に基づいて、内部統制報告書の基本的な事項について Q & A 形式で解説する。

【目次】

- Q 1：「内部統制報告書」って何？
- Q 2：最近、確かに「内部統制」という言葉をよく聞く。ただ、その意味は、今ひとつ分からない。そもそも「内部統制」って何？
- Q 3：「内部統制」が、どのような目的で行われるのかはわかった。ただ、企業としては「内部統制」として、実際にどのような体制を整備する必要があるのか？
- Q 4：確か、2006 年 5 月に施行された会社法でも、内部統制を整備することが求められたと聞いている。どうして、金融商品取引法でも重複して規制するのか？
- Q 5：内部統制報告書の提出が義務付けられるのは、どのような会社か？
- Q 6：内部統制報告書には、どのようなことが記載されるのか？
- Q 7：内部統制報告書を提出しないとどうなるのか？
- Q 8：企業が作成した内部統制報告書について、外部者によるチェックは行われるのか？
- Q 9：作成した内部統制報告書が監査を通らなければどうなるのか？
- Q 10：内部統制報告書は、いつからスタートするのか？

はじめに

- 金融商品取引法の下では、上場会社に対して内部統制報告書制度が導入されることとなる。
- 本稿では、金融商品取引法で導入される「内部統制報告書」について、導入された趣旨や制度の大枠について、制度調査部に寄せられた質問などに基づいて説明する。

Q 1 : 「内部統制報告書」って何？**A 1 :**

- 今年成立した金融商品取引法では、企業の情報開示を強化するため、次のような制度を導入することとしている。こうして導入される制度のうちの一つが内部統制報告書である。

【金融商品取引法による開示制度の拡充】**内部統制報告書の導入**

有価証券報告書等の記載内容の「確認書」義務化

四半期報告書制度の法制化

- 内部統制報告書とは、企業の「内部統制」が有効に機能しているかどうかを経営者自らが評価して、その結果を報告する開示書類である。
- 内部統制報告書の役割は、の「有価証券報告書の記載内容の「確認書」の義務化」と合せて考えれば分かりやすいだろう。
- つまり、近年、西武鉄道、カネボウ、ライブドアといった有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件が相次いだ。そうした事態を受けて、金融商品取引法の下では、上場会社等の経営者は、提出した有価証券報告書に「間違いはありません」と保証する義務が課される。
- ところが、専門の会計士ではない企業経営者に「有価証券報告書の財務情報の数字が間違いないか確認しろ」といっても現実的ではない。そこで、その代わりに、正確な財務情報が開示されるような「内部統制」体制を整備し、それが有効に機能しているか評価することが、企業経営者に求められることとなる。これであれば、企業の組織、体制、運営の問題であり、企業経営者にとっては、専門分野のはずであり、責任を負うべき問題だという訳である。
- そうして整備した「内部統制」体制について、有効に機能しているかどうかを評価して、その結果を開示するのが「内部統制報告書」ということになる。

Q 2 : 最近、確かに「内部統制」という言葉をよく聞く。ただ、その意味は、今ひとつ分からない。そもそも「内部統制」って何？**A 2 :**

- 「内部統制」を巡っては様々な議論があり、論者によって説明が異なる場合も多い。ただ、一般的には、次の目的のために、企業の内部に組み込まれた仕組みということでできるだろう。

【「内部統制」とは ~ 4つの目的~】

業務の有効性・効率性

財務報告の信頼性

事業活動に関わる法令等の遵守

(資産の保全)

- 第一の目的は、「業務の有効性・効率性」である。これは企業の行っている業務が、有効に機

能しているのか、効率的に行われているのか、ということである。

- 第二の目的は、「財務報告の信頼性」である。これは企業が開示する決算などの財務報告が、正確で信頼のおけるものか、ということである。もっとストレートに言えば、粉飾決算や情報操作などが行われていないか、ということである。金融商品取引法の内部統制報告書では、基本的に、この「財務報告の信頼性」に焦点が合わされている。
- 第三の目的は、「事業活動に関わる法令等の遵守」である。企業が事業を進める上で、法律や規則をきちんと守っているか、ということである。
- 第四の目的は、特に我が国で指摘されている問題だが、「資産の保全」である。企業が資産を取得・使用・処分するときに、正当な手続や承認が行われているか、言い換えれば、好き勝手に行われていないか、ということである。

Q 3 : 「内部統制」が、どのような目的で行われるのかはわかった。ただ、企業としては「内部統制」として、実際にどのような体制を整備する必要があるのか？

A 3 :

- 企業が整備すべき「内部統制」は、その企業の規模や業種などによっても異なり、一律に説明することは難しい。しかし、一般的には、「6つの基本要素」と呼ばれる次のような対応が必要だとされている。

【「内部統制」とは ～ 6つの基本要素～】

統制環境

リスクの評価と対応

統制活動

情報と伝達

モニタリング（監視活動）

（ I T（情報技術）への対応）

- 第一に、「統制環境」である。どんな厳格な法令を作っても、どんな立派なルールを作っても、それが守られる環境がなければ意味がない。企業の気風や経営者の姿勢、あるいは監視体制などが重要となる。
- 第二に、「リスクの評価と対応」である。ただ、漫然と体制・組織を変更しても、それが有効に機能するとは思われない。組織のどこにどのようなリスクがあるのかを適確に評価し、必要な対応を行うことが求められる。
- 第三に、「統制活動」である。前述のように、「内部統制」は企業経営者の責任で進められることになる。しかし、いくら経営者一人が張り切っても、その意思がきちんと社内に伝わらなければ、形だけのものに終わってしまう。ルールを作り、記録を残し、チェックを行うといった方針や手続が、経営者の意思・指示に従って、適切に組織全体で実行されるようにしなければならない。
- 第四に、「情報と伝達」である。企業不祥事は、しばしば、情報が正しく伝えられていないことから生じている。必要な情報を的確に処理し、正確に伝達される体制を構築する必要がある。

- 第五に、「モニタリング」である。規則や組織を作っても、作りっぱなしでは意味がない。常時、整備した規則や組織などが有効に機能しているかをチェックして、必要があれば改善していく必要がある。
- 第六に、特に我が国で指摘されている問題だが、「ITへの対応」が挙げられる。～のプロセスを効率的に進めるためにITを活用するということもあるが、ITを利用した場合の問題点、情報改竄やシステムトラブルなどへの対応も重要だと考えられている。
- こうしたポイントを踏まえた上で、企業は自社の体制を整備することになる。

Q 4 : 確か、2006 年 5 月に施行された会社法でも、内部統制を整備することが求められたと聞いている。どうして、金融商品取引法でも重複して規制するのか？

A 4 :

- ご指摘の通り、会社法でも一定規模以上の大会社(資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上)に対して「内部統制システムの基本方針」を定めることを義務付けている。その意味では、会社法と金融商品取引法は、どちらも企業に「内部統制」をしっかりと行うように求めている点で共通していると言えるだろう。
- しかし、これらの二つの法律は、立脚点が異なる。そのため、内容は必ずしも重複している訳ではない。両者の主な相違点を比較すると次のようになるだろう。

【「内部統制」を巡る二つの法律 ～会社法と金融商品取引法～】

	会社法の「内部統制」	金融商品取引法の「内部統制」
対象企業	大会社	上場会社等
統制の対象	会社活動全般	財務情報の適正性
開示	事業報告	内部統制報告書
監査	監査役(会)、監査委員会による監査	監査法人による監査
設計	会社が自主的に設計	監査基準などにに基づき設計

- まず、会社法は、「会社」という組織の基本的な規律を定めるものである。従って、上場・非上場を問わず、一定規模以上の大会社全てに対して「内部統制システムの基本方針」を策定することを義務付けている。また、「内部統制」を行うべき対象も、企業の業務全般となる。
- それに対して、金融商品取引法は、投資者保護を重要な柱としている。そのため、上場会社等に対する開示規制という形で、制度が導入されている。また、「内部統制」を行うべき対象も、財務情報の適正性に焦点を絞ったものとなっている。
- 「内部統制」に関する開示についても、会社法では「事業報告」の中で株主に対する開示として行われる。それに対して、金融商品取引法では、「内部統制報告書」として投資家・市場全体に対して開示が行われる。
- その他にも、監査のあり方や内部統制の設計のあり方についても、両者は異なっているが、この点は、後述する(Q 8、Q 9)。

Q 5 : 内部統制報告書の提出が義務付けられるのは、どのような会社か？**A 5 :**

- 法律上は、有価証券報告書の提出会社のうち、「金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社その他の政令で定める者」と定められている。
- これは、基本的には、（ JASDAQ を含めた ）「上場会社」を意味するものと考えてよいだろう。

Q 6 : 内部統制報告書には、どのようなことが記載されるのか？**A 6 :**

- 現時点では、法律が制定されたのみで、内部統制報告書の記載事項の詳細は未だ決まっていない。
- なお、2005 年 12 月に企業会計審議会が示した基準案では、次のような項目を挙げている。

【内部統制報告書の記載事項（案）】**1 . 整備及び運用に関する事項**

財務報告及び財務報告に係る内部統制の責任者の氏名
 経営者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨
 財務報告に係る内部統制の整備及び運用する際に準拠した一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組み（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（案）など）
 内部統制固有の限界

2 . 評価の範囲、評価時点及び評価手続

財務報告に係る内部統制の評価の範囲（範囲の決定方法及び根拠を含む）
 財務報告に係る内部統制の評価が行われた時点（期末日）
 財務報告に係る内部統制の評価に当たって、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠した旨
 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

3 . 評価結果

財務報告に係る内部統制は有効であると評価した場合……その旨を記載
 評価手続の一部は実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効であると評価した場合……その旨と、実施できなかった評価手続、実施できなかった理由を記載
 重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない場合……その旨と、重要な欠陥の内容、それが是正されない理由を記載
 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない場合……その旨と、実施できなかった評価手続、実施できなかった理由を記載

4 . 付記事項

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象
 期末日後に実施した重要な欠陥に対する是正措置等

（出所）企業会計審議会報告書「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」

- 近日中に、最終的な報告書がとりまとめられるものと予想されている。それを踏まえて、報告書の詳細を定める政省令が制定されるものと考えられる¹。

Q 7 : 内部統制報告書を提出しないとどうなるのか？

A 7 :

- 内部統制報告書を提出しない、あるいは虚偽の内容の報告書を提出した場合には、次のような刑事責任が追求される。

【内部統制報告書と刑事責任（金融商品取引法）】

違反事実	罰則
内部統制報告書の虚偽記載	5 年以下の懲役 もしくは 500 万円以下の罰金 又は併科
内部統制報告書の不提出	同上
上記 の両罰規定 ()	法人に対して 5 億円以下の罰金

(出所) 大和総研制度調査部作成

() 犯罪を実行した個人を罰するのみならず、その者が帰属する法人等にも罰則が課される場合の、そのときの法定刑のこと。

- 即ち、内部統制報告書の不提出や虚偽記載に携わった者に対して、「5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金又はこれらを併科」することとなっている。
- 加えて、これらの者の所属する法人に対しても「5 億円以下の罰金」が課せられる。

Q 8 : 企業が作成した内部統制報告書について、外部者によるチェックは行われるのか？

A 8 :

- 金融商品取引法による内部統制報告書は、監査法人による監査の対象となる。つまり、監査法人による監査という形で外部者によるチェックが行われるのである。
- これに対して、会社法上の「内部統制システムの基本方針」は、「事業報告」の一部として、その会社の監査役会などによる監査は受けるが、監査法人による監査は不要とされている。この点で、両者は大きく異なっている。

Q 9 : 作成した内部統制報告書が監査を通らなければどうなるのか？

A 9 :

- 内部統制の手続などに重大な欠陥や不備などが見つかった場合は、監査を実施している監査法人から「適正」というお墨付きが得られないこととなる。
- 上場会社がこうした事態に陥った場合、東京証券取引所では「翌々年においてもなお改善され

¹ 報道によれば、今月中にも案が了承され、パブリック・コメントの募集後、来年 1 月にも最終決定が行われるのではないかと見込まれている (NIKKEI NET など)。

ず同様の意見が出された場合などには、上場廃止すること等を検討する」としている。つまり、一定の猶予期間は与えられるものの、内部統制体制が改善しなければ最悪の場合、上場廃止とすることが予定されているのである。

- こうした点から、監査法人による監査で「適正」というお墨付きをもらうため、企業としては、「内部統制」体制そのものや、それに対する自らの評価・チェック体制についても一定の水準（監査基準など）を充たす必要があると言える。
- それに対して、会社法上の「内部統制システムの基本方針」の場合、必ずしも一定の水準が求められている訳ではない。仮に、「内部統制」に不備があったために不祥事が発生したような場合に、取締役が株主代表訴訟などで訴えられるリスクがある、というだけである。
- その意味では、会社法上の「内部統制システムの基本方針」は、一定の基準がある訳ではなく、あくまでも会社の自己責任で設計すればよいということになるだろう。この点も、会社法と金融商品取引法とで大きく異なるところである。

Q 1 0 : 内部統制報告書は、いつからスタートするのか？

A 1 0 :

- 金融商品取引法自体の施行は、来年（2007年）7月が予定されているが、内部統制報告書の提出については、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用することとされている。つまり、3月決算の企業の場合、2009年3月期分からスタートすることとなる。
- ただ、2009年3月期分の内部統制報告書を作成し、監査で「適正」との評価を得るためには、その期首の2008年4月1日から適切な内部統制体制が整備されている必要があると言える。
- その意味では、既に準備期間は1年半を切っていることになる。そのため、上場会社では対応を急いでいるところである。